

今年水前寺清子さんがゲストで参加！

お大師堂めぐり 歩け歩け大会

■日時

4月29日(金)
午前10時～午後4時

■スタート会場

スパーク大島
(役場大島庁舎前)



■内容

大島八十八か所霊場の内、屋代平野に点在している十八か所をご家族の方などと一緒に、お大師堂めぐりをお楽しみいただきます。

■問い合わせ

(社)周防大島観光協会
☎0820(72)2134

■演題

「骨粗鬆症と運動・スポーツ」

■講師

慶応義塾大学医学部スポーツ医学総合センター
岩本潤先生
大島郡医師会(嶋元医院内)
☎0820(74)2310

は、軽自動車税の減免制度があります。軽自動車税の減免申請期限は5月24日(火)です。
なお、減免のできる自動車は一人の障がい者につき普通自動車等を含め、一台に限られます。詳しくは、お問い合わせください。

■問い合わせ

○軽自動車税

税務課 課税第1班

☎0820(74)1008

○自動車税

柳井県税事務所

☎0820(23)2121

軽自動車税の減免制度のお知らせ

身体障がい者等が所有もしくは使用する軽自動車等について障がいの程度により一定の要件を満たしている方に

はかりの定期検査

今年定期検査受検の年です

取引または証明に使う「はかり」は計量法の定めにより、2年に1回行われる定期検査に合格しなければ、使用することができません。今年も、定期検査の年になっていますので、該当する「はかり」をお持ちの方は必ず検査を受けてください。

取引または証明に使う「はかり」は計量法の定めにより、2年に1回行われる定期検査に合格しなければ、使用することができません。今年も、定期検査の年になっていますので、該当する「はかり」をお持ちの方は必ず検査を受けてください。

※ただし、計量士による代行検査を受けた「はかり」は、この検査を受ける必要はありません。

■検査に持参するもの

・はかり(清掃したもの)
・手数料

☎0820(79)1003
または(社)山口県計量振興協会
☎083(986)2591

関係者の方(平成21年に受検された方)には、事前に郵送で通知しますが、取引・証明に使用する「はかり」をお持ちであるのに郵送が届かない方、または新規に事業を始めた方で取引・証明に使用する「はかり」をお持ちの方は、商工観光課にお問い合わせください。

■「取引・証明」とは?

○「取引」

有償、無償であることを問わず、物または役務の給付を目的とする業務上の行為。(はかりを使って物を売買したり、品物の運送・保管等に伴い、その量により料金等を決める場合など)

○「証明」

公にまたは業務上、他人に一定の事実が真実である旨を

◆検査の日程および場所

検査日	時間	場所
5月11日(水)	13:00～14:00	自然休養村管理センター
	15:00～15:30	佐連会館
	16:00～16:30	旧沖家室小学校
5月12日(木)	9:00～10:00	油宇公民館
	10:30～12:00	油田出張所
	13:30～14:30	和田出張所
5月13日(金)	13:00～15:00	日良居出張所
5月16日(月)	13:00～15:00	白木出張所
	15:30～16:30	周防大島町商工会東和支所
5月17日(火)	9:30～12:00	橘総合支所
	13:00～15:00	
5月18日(水)	11:00～12:00	蒲野農村環境改善センター
	13:30～15:00	沖浦農村環境改善センター
5月19日(木)	11:00～12:00	大島文化センター
	13:00～16:00	
5月20日(金)	9:30～10:30	椋野公民館
	11:00～12:00	農業者健康管理センター
	13:00～15:00	